



市税などの滞納整理強化期間中です

収納管理課 ☎048(456)5369

埼玉県と県内全市町村では、税負担の公平性と税収入を確保するため、10月から12月までを「滞納整理強化期間」として「ストップ！滞納」を合言葉に、滞納の解消に向けた取り組みを行っています。

市税などの滞納状況

市に納められている税金には、市税(市県民税、法人市民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税)と国民健康保険税があります。令和6年度までの市税と国民健康保険税を合わせた滞納者数は累計1,411人で、滞納額の合計は、約1億4,444万円です(令和7年8月1日現在、延滞金を除く)。

このうち100万円以上の高額滞納者は15人で、滞納額は合計で約2,333万円にのぼります(延滞金を除く)。

財産調査、滞納処分

督促状を送付してから10日以内に納付がない場合は、法の規定により財産調査を実施し、財産を差し押さえないけません。差し押さえた財産は完納するまでの担保とするほか、換価して滞納税に充てることとなります。

分割して税金を納付している場合でも、滞納がある以上は財産を調査し、発見した場合には財産を差し押さえます。差し押さえた財産は、完納になるまで差し押えの解除はしません。

財産区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不動産	6件	20件	20件
預貯金	1,003件	828件	829件
給与	207件	140件	132件
生命保険	28件	35件	35件
その他	61件	49件	56件
合計	1,305件	1,072件	1,072件

▲差し押えの執行状況

令和6年度は、1,072件の差し押えの執行により、約7,135万円の滞納額を徴収しました。

滞納は放置せず、必ず相談をしましょう

休日納税相談 ※今月号28ページをご覧ください。

生活改善型納税相談(ファイナンシャルプランナーによる相談会)

とき 原則、第4日曜日 9時～16時30分

とき 令和8年1月28日(水) 9時～12時、13時～16時30分

ところ 収納管理課

ところ 収納管理課

定員 7人まで(予約制)

▼上記のほか、リモート相談も受け付けます。

定額減税補足給付金(不足額給付)の申請はお済みですか？

支給に関すること／臨時特別給付金室 ☎048(260)6322
給付額・税額に関すること／課税課 ☎048(473)1126

申請期限 10月31日(金)まで(当日消印有効)

対象 令和7年1月1日時点で志木市に住民登録があり、①②のいずれかに該当する人

①令和6年度個人住民税及び令和6年分所得税において、定額減税しきれなかった額が生じ、令和6年8月頃に実施した当初調整給付の算定額に不足が生じた人など

②本人及び税制度上の扶養親族に該当せず、定額減税の対象外であり、令和5・6年度の低所得世帯向け給付金の対象世帯及び世帯員に該当しなかった人

支給額 ①一人あたり1～4万円(1万円単位で切り上げた額)

②一人あたり4万円

▼令和6年1月1日時点で国外居住者だった場合は3万円

申込み 申請期限までに確認書などを返送または確認書に掲載の申込みフォームから申込み

▼詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ